

文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に活動の本拠を置く団体等（県が必要と認める個人を含む。以下「団体等」という。）が、県内で舞台公演、作品展示及び講演会等（以下「文化芸術イベント」という。）を実施する際に行う手話通訳の配置、託児サービスの提供又は介護スタッフの配置等の環境整備を支援し、県民誰もが文化芸術に親しみやすい環境整備を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表の第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の範囲内において、知事が別に定める額（1事業当たりの限度額は100千円）とする。
- 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。また、補助対象経費の委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を実施する10日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額の合計額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月27日から施行する。
- 2 鳥取県誰もが参加できるイベント推進事業補助金交付要綱（平成16年5月31日付文芸第67号鳥取県文化観光局長通知）は、平成19年3月31日をもって廃止する。ただし、平成18年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度の事業から適用する。ただし、平成24年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 1 この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 1 この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 1 この改正は、平成31年2月13日から施行し、平成31年度以降に交付申請のあった本補助金について適用する。
- 1 この改正は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度以降に交付申請のあった本補助金について適用する。
- 1 この改正は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度以降に交付申請のあった本補助金について適用する。

別表（第3条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>文化芸術イベントにおいて実施されるもので、次に掲げる環境整備事業とする。</p> <p>(1) 公演等における手話・要約筆記の設置</p> <p>(2) 公演等における点字訳資料の作成</p> <p>(3) 公演等への障がい者等の参加に配慮した環境整備（送迎バス、介助スタッフの配置、託児サービス等）</p> <p>(4) 公立文化施設等での公演に併せて社会福祉施設等（注1）で実施する入所者等を対象とした出前公演（注2）</p> <p>(5) 社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映</p> <p>(6) バリアフリー映画の上映（注3）</p> <p>なお、（4）及び（5）以外の事業にあつては次のいずれの条件も満たすものとする。</p> <p>ア 対象者を会員等に限定しないこと。</p> <p>イ 環境整備を行うことを広く県民に周知するものであること。</p>
<p>2 事業実施主体</p>	<p>団体等（注4）</p> <p>(1) 県内に主たる事務所を有する民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人。ただし、地方公共団体が出資している文化関係法人は除く。</p> <p>(2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体</p> <p>ア 団体の目的及び事業内容等が明らかになる規約等を有すること。</p> <p>イ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。</p> <p>ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。</p> <p>エ 団体活動の本拠として県内に事務所を有すること。</p> <p>(3) 県が必要と認める個人</p>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>県民誰もが文化芸術イベントに親しみやすい環境整備に要する直接的な経費</p> <p>…手話通訳者人件費、点字訳資料作成費、貸切バス代金、介助スタッフ人件費、保育スタッフ人件費、映画のリース料、出前公演に要する会場設営費又は機材等輸送料など</p>

(注1) 社会福祉施設等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく施設及び医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療提供施設をいう。

(注2) 出前公演とは、日ごろ、文化芸術イベントへの参加が困難な環境にある方が入所等をされている社会福祉施設等で行われる公演をいう。

(注3) バリアフリー映画とは、映画を鑑賞する上で様々なアクセスバリアをかかえた人たちが、副音声や字幕スーパードットなどによりセリフだけでなく場面の状況なども認識することができるよう環境が整えられた映画をいう。

(注4) 団体等には、地方公共団体、学校教育機関及び社会福祉施設等の設置者、運営者等は含まれない。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

文化芸術イベントの名称		
開催日時		
開催場所		
文化芸術イベントの内容		
環境整備の内容		
環境整備に配慮したイベントであることの周知方法		
入場料の徴収	有（料金設定） 無	
入場者数（計画時には予定を記入。）	延人数	人
	うち環境整備利用（予定）者数	人
環境整備の効果及び課題（課題は、実績報告時に記入。）		
共催		
後援		
協賛等		
他の補助金の活用の有無	〔 有 ・ 無 〕 （他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。）	
消費税の取り扱い	〔 一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者 〕	

3 添付書類

事業内容と必要経費がわかるもの

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
	(本年度決算額)	(本年度予算額)		
本補助金				
合 計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
	(本年度決算額)	(本年度予算額)		
合 計				

注) 実績報告をする場合にあつては、金銭出納簿及び証憑書類の写しを添付すること。

様

職氏名

印

年度文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金交付要綱（平成19年3月27日付第20070000101号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住所
氏名 印
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業仕入控除税額確定報告書

文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付第.....号による通知額)
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)
1 の (1)
(3 - 2) × $\frac{\quad}{1 \text{ の (2)}}$ 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。